

## ワークフェアとベーシック・インカムの関係

### 1. ワークフェアとは何か

#### ①EUの欧州社会モデル

1994年、経済活動のグローバル化の中で、EU(欧州連合)は懸案の課題となった長期失業者層の増大(失業率は10%を越えた)と固定化を前に、国境を越えた労働者の移動、その促進を念頭に、EU社会政策の大転換をはかった。この改革の方向は西欧福祉国家路線の改訂的継承と評され「欧州社会モデル」とよばれる。

この転換は、グローバリゼーションの波の中で、労働者の域内(ヨーロッパ諸国間)の移動に際して社会保障制度をギャップ無く利用できるための社会保障制度全般の域内統合を目指し、同時に当時の福祉国家の厚い福祉給付や失業給付を受給する方が、就職するよりも収入が良いという「福祉の罨<sup>1</sup>」、就職よりも福祉給付による生活を選ぶ人々への対応でもあった。

ここに社会政策は労働政策、雇用政策を通じて経済政策との関連性が不可欠となり、1997年11月、EUは、長期失業者問題、構造的失業という欧州の共通課題を抱えてのルクセンブルグ雇用サミットで「第一次雇用戦略」(1998年～2002年)を示している。

一次戦略は「加盟国の雇用政策のためのガイドライン」として4つの柱<sup>2</sup>を示している。それは①企業家精神を発展させる②男女の機会均等③雇用確保力(employability)(就労することが困難な人々のための雇用・教育・福祉政策)④適応可能性(adaptability)(労働市場の柔軟化の悪影響を最大限抑制するためのセイフティ・ネットの創設や教育訓練制度の充実<sup>3</sup>)である。みてのとおり福祉政策を方向付けるものとなっている。

2000年には、欧州リスボン理事会は第2次雇用戦略(2003年から2010年まで)を策定し、上記4本の柱の上位に「フル就業」full employmentを目標に設定した。フル就業とは、ケインズの福祉国家がかつてめざした完全雇用とは異なり、雇用形態は正規雇用ばかりでなくパート、期間雇用など、月給が400ユーロに満たないミニ・ジョブ<sup>4</sup>をも雇用を含めてカウントし、労働市場から排除され、社会保障給付に甘んじている人々に対して仕事の機会を拡大しようとするものである。

「失業者として統計に現れてこない非就業者をいかにして「仕事の世界」につれてくるかと言う問題意識にシフト<sup>5</sup>している」とされるこの方向は、労働者保護的なこれまでの福祉国家の政

---

<sup>1</sup> 駒村康平 「最低所得保障」P221 岩波書店 2010年4月

<sup>2</sup> 伊藤裕一 「『開かれた政策協調手法』の発展とその評価—EU雇用政策分野における取り組みを中心に—」 P16 <http://web.sfc.keio.ac.jp/~kgw/BBLIS/index.cgi> 06/10/30

<sup>3</sup> 平田周一 「EUにおける地域雇用施策」JILPT Discussion Paper 05-012 P7-8  
[http://www.jil.go.jp/institute/discussion/documetns/dps\\_05\\_012.pdf](http://www.jil.go.jp/institute/discussion/documetns/dps_05_012.pdf) 06/10/20

<sup>4</sup> 「労働市場の状況」P1

<http://www.ovta.or.jp/info/europe/germany/pdf/06labor.pdf> 06/10/20

<sup>5</sup> 濱中桂一郎 「仕事志向の福祉国家へ—EUの雇用戦略が示唆するもの」 P7

<http://homepage3.nifty.com/hamachan/zenrosai.html> 06/10/10

策を維持しつつも、旧福祉国家とは違い、厚い福祉給付による所得保障ではなく、全ての人に仕事の機会を与えて、仕事による所得保障をめざすとされる。

## ②ワーク・フェアとは

上記方向は、先進国の福祉改革のモデル、ワークフェアと言われる。ワークフェアとは福祉(welfare)と就労(work)をあわせて作られた言葉だが、「社会扶助給付の見返りとして、人々に就労を要求するプログラム或いはそうした体制」と定義されている<sup>6</sup>。

しかし今日では各国で進行している就労と福祉の再編の様々な政策傾向を呼んでいる<sup>7</sup>が、イギリス、ブレアの第三の道、デンマークのアクティヴェーション<sup>8</sup>、フランスの労働者保護的な政策動向と3つの傾向が指摘される。

ワークフェアは福祉国家政策の抱える政策上の二つの克服課題(財源問題とスティグマ)に対応する一つの途であり、労働市場主義的に国民の所得保障を果たそうとすると理解できよう。

## 2. ベーシック・インカムとワークフェアの関係

ベーシック・インカム構想は今のところ所得保障制度の問題であり、一方のワークフェアは、就労支援の社会サービスを含んだ社会福祉政策、社会政策体系である。

にもかかわらずBIがワークフェアと対比的に論じられるのは、一つにはこの構想は福祉国家政策の構造的な欠陥である、所得の不平等を是正する福祉給付が、福祉受給者に対する社会的な「非承認」やスティグマを産むという逆説状況(ジレンマ)に対して、ミーンズテスト無き所得保障として、究極の社会政策ではないかという期待があるからと思われる。

二つには現在の行財政のシステムの精査が前提となる点で、福祉国家の税制度、社会保障関係の統計、指標から、勘定表までを整える事が求められ、この構造のシンプル化を余儀なくするだろうと言う期待があるからと思われる。

福祉給付の利用者へのスティグマ、「非承認」を解消する事は、社会の公正、公平、正義という文脈から、そして制度が必要な人々に利用されるためにも重要な問題であろうし、福祉国家の揺らぎとは、その財政の肥大、財政赤字の膨張を受けた議論であった事を考えれば、行財政全般の精査を余儀なくするこの構想への期待は当然の事とも思われる。

EUの社会政策はワークフェアへと向かい、雇用政策(職業教育等)、所得保障、社会サービス(医療保健福祉など)の三位一体の改革の最中である。その中核に有る所得保障制度を、BI類似の制度、BIへと進化できる制度、改正生活保護法(公的扶助)などで置き換えるならば、ワークフェアとBIは、給付要件の段階的転換、創設、縮小を重ねて、その対立点である労働参加要件をすり合わせる事は可能であろうと思われる。

<sup>6</sup>比嘉宗平 「ワークフェア政策の射程」 立命館法政論集 第4号(2006年) P330  
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hosei-4/higa.pdf> 06/10/30

<sup>7</sup> 同上 P331

<sup>8</sup> 同上 P335